

本人確認方法の変更等に伴い、2025年7月2日付で以下規定を変更します。

内容については新旧対照表ご参照下さい。(変更部分は下線部)

WEB 口座開設利用規定	
旧	新
<p>(略)</p> <p>第1条 (本サービスの内容および利用)</p> <p>1. 本サービスは、お客さまがパーソナルコンピューター（高機能携帯端末と呼ばれるインターネットに接続および閲覧可能な所定の OS およびブラウザを備えた端末（スマートフォンやタブレット端末等）を含みます）等から、インターネット等を利用することで、ユア パートナー取引の申込、三井住友信託ダイレクト取引の申込、証券口座開設 の申込、特定口座開設の申込、非課税（NISA）口座開設・勘定設定の申込、投資信託自動購入プランの利用申込、積立投信の利用申込を行うことができるサービスです。</p> <p>2. 本サービスの利用対象者は、日本国内在住の個人に限るものとします。</p> <p>3. 本サービスを利用できる機器は当社所定の環境にある端末（以下、「所定端末」といいます。）に限られます。ご 利用環境については当社ホームページ等でご確認ください。なお、所定端末であっても、利用状態等によっては、正常に動作せず、利用できない場合があります。</p> <p>4. 本サービスの利用は無料ですが、利用にかかる通信料はお客さまの負担となります。</p> <p>5. <u>本サービスを利用して読込された本人確認書類（運転免許証、健康保険証、個人番号（マイナンバー）カード）について、確認のため、発行元等へ発行確認および確認の結果を発行元等から当社が取得することがあります。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第1条 (本サービスの内容および利用)</p> <p>1. 本サービスは、お客さまがパーソナルコンピューター（高機能携帯端末と呼ばれるインターネットに接続および閲覧可能な所定の OS およびブラウザを備えた端末（スマートフォンやタブレット端末等）を含みます）等から、インターネット等を利用することで、ユア パートナー取引の申込、三井住友信託ダイレクト取引の申込、証券口座開設 の申込、特定口座開設の申込、非課税（NISA）口座開設・勘定設定の申込、投資信託自動購入プランの利用申込、積立投信の利用申込を行うことができるサービスです。</p> <p>2. 本サービスの利用対象者は、日本国内在住の個人に限るものとします。</p> <p>3. 本サービスを利用できる機器は当社所定の環境にある端末（以下、「所定端末」といいます。）に限られます。ご 利用環境については当社ホームページ等でご確認ください。なお、所定端末であっても、利用状態等によっては、正常に動作せず、利用できない場合があります。</p> <p>4. 本サービスの利用は無料ですが、利用にかかる通信料はお客さまの負担となります。</p> <p>5. <u>本サービスを利用して口座開設等の申し込みを完了するためには、別途「三井住友信託銀行本人確認アプリ」をスマートフォンにダウンロードしてマイナンバーカード、運転免許証を利用した本人確認が必要となります。</u></p> <p>(略)</p>

第 2 条 (契約の成立)

第 1 条第 1 項記載の各口座の開設および各サービスの申込みに対して、当社が承諾したときに、各口座の開設を行い、各サービスが利用開始できるものとします。

(略)

第 7 条 (規定の準用)

本サービスについては、本規定のほか、ユア パートナー (YOUR PARTNER) 規定、ユア パートナー (YOUR PARTNER) 総合口座取引規定、キャッシュカード規定、三井住友信託ダイレクト取引規定、その他の各預金規定、各種商品に関する規定、及び各サービスに関する規定 (これらに付随する特約を含みます。) も適用されるものとします。なお、これらの規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

(略)

第 2 条 (契約の成立)

第 1 条第 1 項記載の各口座の開設および各サービスの申込みに対して、当社が承諾したときに、各口座の開設を行い、各サービスが利用開始できるものとします。なお、口座開設後、ご利用がない場合、口座を解約させていただく場合がございます。

(略)

第 7 条 (規定の準用)

本サービスについては、本規定のほか、ユア パートナー (YOUR PARTNER) 規定、ユア パートナー (YOUR PARTNER) 総合口座取引規定、キャッシュカード規定、三井住友信託ダイレクト取引規定、三井住友信託本人確認アプリ規約、その他の各預金規定、各種商品に関する規定、及び各サービスに関する規定 (これらに付随する特約を含みます。) も適用されるものとします。なお、これらの規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

(略)

以上